

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「周産期医療の質と安全の向上のための研究（H23-医療-指定-008）」
諮問委員会設置規定

（設置目的）

1. 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「周産期医療の質と安全の向上のための研究（H23-医療-指定-008）」（以下、本研究）諮問委員会（以下、本委員会）は、本研究試験実施計画書 22.5 項に基づき設置し、本研究の、試験の計画、運営、進捗に関して研究代表者、試験運営委員会に助言を行う。

（委員の構成）

2. 本委員会の委員は、試験運営委員会の承認後に、研究代表者が指名する。

2.2 以下の構成員を最低限 1 名含むものとする。

周産期医学産科部門の専門家、周産期医学新生児部門の専門家。

（委員長の選任）

3. 本委員会の委員長は委員の互選により定める。

（審議対象）

4. 研究代表者または試験運営委員会から、試験の計画、運営、進捗に関して助言を求められた事項について審議する。

（審議結果）

5. 審議結果は委員全員の同意を原則とする。

5.2 審議結果は諮問を受けた後 1 か月以内とする。

（議事録）

6. 本委員会の議事録を作成する。

.

（議事録の公開）

7. 本委員会の議事録は原則公開とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。